

○ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく解剖実施要綱の制定について

(令和6年1月5日付け香捜一第1号)

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づく解剖については、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく解剖実施要綱の制定について」（平成25年3月15日付け例規香捜一第46号。以下「旧例規」という。）により実施してきたところであるが、旧例規の保存期間満了に伴い必要な見直しを行い、この度、令和6年1月5日から、別添のとおり定め運用することとしたので、各所属にあっては、その運用に誤りのないようにされたい。

別添

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく 解剖実施要綱

第1 目的

この要綱は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第6条に基づく解剖（以下「特定行政解剖」という。）を実施する際に必要な事項を定め、もって警察業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

第2 特定行政解剖の対象死体

特定行政解剖の対象死体は、変死体（変死の疑いのあるものを含む。）で検視を経て刑事手続に移行しない死体又は非犯罪死体のうち、

- (1) 死因が不詳のもの
- (2) 外因死の可能性のあるもの
- (3) 若年層（50歳未満）の病死の可能性のあるもの

に該当する死体の中から、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを適切に判断し、その死因が被害の拡大・再発防止等の措置が必要となるものであるかどうかを確認する必要があるものとする。

第3 検視官の任務

検視官は、積極的に現場臨場等をして特定行政解剖の要否についての検討及び助言を行い、署長を補佐するものとする。

第4 特定行政解剖の手続

- 1 署長は、特定行政解剖を必要と認めるときに、速やかにその旨を、捜査第一課長に報告するものとする。
- 2 署長は、別記様式第1号の特定行政解剖説明書により遺族に対して特定行政解剖が必要である旨を説明するとともに、別記様式第2号の特定行政解剖委託書を作成し、香川大学医学部人間社会環境医学講座法医学の担当医師に特定行政解剖の実施を委託するものとする。

第5 特定行政解剖の立会い

特定行政解剖には、検視官及び委託に係る警察署の担当課長等幹部が立ち会うとともに、委託に係る警察署の鑑識係等において、写真撮影及び解剖の補助等必要な措置をとるものとする。

第6 死因の確認及び報告

- 1 署長は、特定行政解剖の委託を行ったときは、担当の医師に特定行政解剖結果報告書の作成を依頼し、当該特定行政解剖結果報告書により死因を確認するものとする。
- 2 署長は、特定行政解剖結果報告書により死因を確認したときは、速やかに、その写しにより捜査第一課長に報告するものとするとともに、鑑識課長にその写しを送付するものとする。

第7 司法解剖への移行

署長は、特定行政解剖の実施途中において、当該死体に犯罪の疑いが認められた

ときは、直ちに司法解剖に移行する手続をとるものとする。

第8 特定行政解剖の謝金

特定行政解剖の謝金に関する事務は、捜査第一課において行うものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、特定行政解剖を行うために必要な事項は、捜査第一課長が定めるものとする。

(別記様式 省略)

